

「南九州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の考え方（案）

1. 制度の概要

南九州市では、すべての市民が多様な生き方を選択でき、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すため、令和8年度に「南九州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の導入を予定しております。

本制度は、法律上の効力を生じさせるものではありませんが、様々な事情で結婚できないお二人（性的マイノリティ及び事実婚のカップル）が、互いを人生のパートナーとして、また家族として支え合うことを市に宣誓し、その関係を市が認める制度です。

2. 用語の定義

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、相互に責任をもって協力し合う2人の者の関係。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の子と生計が同一であり、日常生活で相互に協力し合う家族の関係。
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が市長に対し双方が互いのパートナーであることを誓うことまたはファミリーシップを誓うこと。

3. 対象となる方（主な要件）

以下のすべてに該当する方が対象です。

- 双方が成年（民法第4条）に達していること。
- どちらか一方が市内に住所を有する、または転入予定であること。
- 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）がないこと。
- 近親者等、法律上婚姻できない関係でないこと。
- ファミリーシップを宣誓する場合、子と生計が同一であること。

4, 提出いただく主な書類

- (1) 住民票の写し等（転入予定の場合はその事実が確認できる書類）
- (2) 独身証明書または戸籍抄本（宣誓日前3か月以内に発行）
- (3) 戸籍抄本などの親子関係が分かる書類（ファミリーシップも宣誓する場合）
- (4) 本人確認書類（マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カードなど）
- (5) 日常的に使用していることを確認できる書類（通称名を使用する場合）

5, 手続きの流れ

- (1) 事前相談
→必要書類や日程を確認します。
- (2) 申請・宣誓
→お二人そろって職員立会いのもと、宣誓書に自書して提出します。
15歳以上の子をファミリーシップに含める場合は、その子も自書。
- (3) 受領証の交付
→要件を満たす場合、「宣誓書受領証」と「受領カード」を交付します。

6, 宣誓後の各種お手続き

- (1) 再交付
→受領証や受領カードの紛失や毀損等は再交付の申請ができます。
- (2) 記載事項の変更
→住所、氏名、ファミリーシップ対象者の追加・削除などは変更届の提出が必要です。
- (3) 返還
→パートナーシップ解消、死亡、転出等の場合は返還届の提出が必要です。
- (4) 自治体間相互利用
→協定を結ぶ他自治体へ転出する場合、継続使用申請書の提出により、本市の受領証や受領カードを他自治体で継続して利用できる場合があります。
- (5) 子の氏名の削除
→記載された子は満15歳以降、自身の氏名削除を求めることができます。